

第17期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

個別注記表

(2021年8月1日～2022年7月31日)

株式会社ステムリム

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://stemrim.com/>) に掲載することにより、ご提供しているもの
あります。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建	物	3～18年
工	具器具備品	4～10年
車	両運搬具	2年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウエア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

(収益の計上基準)

当社は、医薬品の研究開発を行っており、ライセンス契約等に基づく契約一時金及びマイルストーン収入を得ております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①契約一時金

契約一時金は、履行義務が充足される一時点であるライセンスを付与した時点で収益を認識しております。

②マイルストーン収入

マイルストーン収入は、契約上定められた履行義務であるマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。

③ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、契約相手先の売上収益等の発生時点で収益を認識することとしておりますが、現時点において当該収益は発生しておりません。

④共同研究収入

共同研究収入は、契約上定められた履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

⑤その他一時金

その他のデータ使用権許諾契約等に係る収益は、契約上定められた履行義務が充足された時点で収益認識しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っていますが、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該基準適用による計算書類に与える影響はありません。

(追加情報)

当社では、固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症拡大による当社への影響は現時点では限定的であり、当事業年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、多額の資金を投入して医薬品の研究開発を進めておりますが、安定的な収益計上に至っておらず、継続的に営業損失が発生し、営業キャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、当事業年度において、固定資産に対する減損損失の認識の要否の検討を行っております。検討の結果、固定資産の帳簿価額(有形固定資産274,375千円、無形固定資産855千円)を回収できるだけの将来キャッシュ・フローが見込めるとして減損損失の計上は不要と判断しております。

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の事業は、再生誘導医薬のみの単一事業であり、全社一体としてグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローの算出はパイプライン開発計画を基礎として行っており、主要なパイプラインである表皮水疱症及び脳梗塞等を対象疾患としたレダセムチドの開発段階ごとのマイルストーン収入及び上市した際の販売ロイヤリティ収入が含まれております。当該収入については、研究開発の進捗、想定患者数及びそのうちレダセムチドを使用する患者の割合、想定される薬価、開発段階ごと及び上市に至る成功確率という見積要素によって算定結果が大きく変動するため、高い不確実性を伴っており、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	108,955千円
----------------	-----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	59,402,400株
------	-------------

2. 当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式	37株
------	-----

3. 当事業年度末における発行している新株予約権(行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	3,807,300株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	732,096千円
研究開発費	61,301千円
資産除去債務	36,828千円
新株予約権	46,986千円
一括償却資産償却超過額	854千円
小計	878,068千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△732,096千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△130,657千円
評価性引当額小計	△862,754千円
繰延税金資産合計	15,314千円
繰延税金負債	
資産除去費用	△27,349千円
繰延税金負債合計	△27,349千円
繰延税金負債(△)の純額	△12,034千円

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	富田 憲介	当社 代表取締役 会長CEO	(被所有) 直接 8.4 間接 1.2	金銭報酬債権 の現物出資(注)	10,752	—	—
役員	岡島 正恒	当社 代表取締役 社長執行役員	(被所有) 直接 0.1	金銭報酬債権 の現物出資(注)	15,360	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資であります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については、エクイティファイナンスやリース取引を活用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

敷金及び保証金は、主に事業所の賃貸借契約に伴い預託しており、預託先の信用リスク等にさらされております。

営業債務である未払金は、通常1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、研究用機材の購入に係る資金調達を目的としたものであります。償還日は決算日後5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

敷金及び保証金は、契約締結前に契約先の信用状況及び対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準以上に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当社の営業債権は特定の大口顧客に集中する可能性が高いものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未払金、未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、また、敷金及び保証金、リース債務は重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

重要性に乏しいため記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当事業年度（自 2021年8月1日 至 2022年7月31日）

(単位：千円)

	当事業年度
契約一時金	—
マイルストーン収入	—
ロイヤリティ収入	—
共同研究収入	—
その他一時金	22,976
顧客との契約から生じる収益	22,976
その他の収益	—
外部顧客への売上高	22,976

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
(重要な会計方針)「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- (1) 契約資産及び契約負債の残高等
契約資産及び契約負債の残高が存在しないため、記載を省略しております。
- (2) 残存履行義務に配分した取引価格
契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 143円32銭
2. 1株当たり当期純損失 32円92銭

(重要な後発事象に関する注記)

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2022年9月22日開催の取締役会において、2022年10月26日開催予定の第17期定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することといたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損額を解消し、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、当該繰越利益剰余金の欠損額と同額の資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2022年9月22日現在の資本金の額128,960,500円を118,960,500円減少して、10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2022年9月22日現在の資本準備金の額10,672,817,472円を2,064,033,607円減少して、8,608,783,865円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金及び資本準備金の額のみを減少し、資本金及び資本準備金の減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

3. 剰余金の処分の内容

下記の通り、会社法第452条の規定に基づき、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,182,994,107円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,182,994,107円

4. 日程

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2022年9月22日 |
| (2) 株主総会決議日 | 2022年10月26日 |
| (3) 債権者異議申述公告日 | 2022年11月下旬(予定) |
| (4) 効力発生日 | 2022年12月1日(予定) |

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2022年8月18日開催の取締役会において、当社の執行役員、従業員及び社外協力者に対し、2021年10月27日開催の定時株主総会で承認されました、ストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議いたしました。

1. スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

当社の研究開発の進展に対する貢献意欲や士気を高めることにより、より企業価値向上に資することを目的として、インセンティブ報酬としてストック・オプションを付与するため、特に払込金額無償にて発行するものといたします。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 第11回新株予約権 (イ)

①新株予約権の発行日

2022年8月19日

②付与対象者の区分及び人数

当社執行役員及び従業員 3名

③新株予約権の発行数

1,300個

④新株予約権の発行の際の払込金額

金銭の払込を要しないものとする

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 130,000株 (新株予約権1個につき100株)

⑥新株予約権行使時の払込金額

1株当たり 894円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。但し、相続人から申請があり取締役会が承認すればこれを行行使できる。

iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑨新株予約権の行使期間

2024年8月20日から2032年8月18日までとする。

(2) 第11回新株予約権 (ウ)

①新株予約権の発行日

2022年9月5日

②付与対象者の区分及び人数

当社社外協力者 2名

③新株予約権の発行数

1,200個

④新株予約権の発行の際の払込金額

金銭の払込を要しないものとする

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 120,000株 (新株予約権1個につき100株)

⑥新株予約権行使時の払込金額

1株当たり 1,062円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という。) は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。但し、相続人から申請があり取締役会が承認すればこれを行行使できる。

iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑨新株予約権の行使期間

2024年9月6日から2031年9月5日までとする。

(3) 第12回新株予約権

①新株予約権の発行日

2022年8月19日

②付与対象者の区分及び人数

当社取締役 4名

③新株予約権の発行数

860個

④新株予約権の発行の際の払込金額

金銭の払込を要しないものとする

⑤新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 130,000株 (新株予約権1個につき100株)

⑥新株予約権行使時の払込金額

1株当たり 894円

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧新株予約権の行使の条件

i) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

ii) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。但し、相続人から申請があり取締役会が承認すればこれを行行使できる。

iii) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑨新株予約権の行使期間

2024年8月20日から2032年8月18日までとする。

(その他の注記)

記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。